

四日市市週休2日制工事实施要領（営繕工事）

令和6年 4月 1日 制定
令和6年 7月 19日 改正
令和7年 12月 9日 改正
令和8年 6月 22日 改正

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて、四日市市が発注する営繕工事の週休2日の導入にあたり必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領における用語は、次のとおり定義する。

(1) 週休2日制工事

土日完全週休2日、月単位の週休2日又は通期の週休2日に該当する工事をいう。

(2) 土日完全週休2日

施工開始日から施工完了日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、全ての土曜日と日曜日に行うものをいう。

ただし、受注者の責によらず、発注者の指示により土曜日・日曜日に現場作業を行う場合で、受注者は同一の週（土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）で振替えによる現場閉所を行った場合は、達成しているものとみなす。（別紙1の①）

(3) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行う場合）であることをいう。（別紙2の①）

また、月毎の4週8休以上の判断において、同一の週が月をまたぐ場合、当該週の翌月の現場閉所日は、前月の現場閉所として前月の現場閉所日数に含めることができる。なお、当該現場閉所日数を、各月に重複して含めることはできない。（別紙2の②）

(4) 通期の週休2日

対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上であることをいう。

(5) 4週8休

現場閉所日数を対象期間日数で除した日数の割合が28.5%であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

ア 準備期間

イ 後片付け期間

- ウ 夏季休暇（3日間）
- エ 年末年始休暇（6日間）
- オ 工場製作のみの期間
- カ 工事事務等による不稼働期間
- キ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ク その他、受注者の責によらない現場閉所又は現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3条 全ての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- (1) 工事発注時において、工事の実働日数が30日未満の工事
- (2) 現場閉所困難な工事
 - ア 災害復旧工事等、緊急性の高い工事（緊急随意契約を行うような工事）
 - イ 交通規制、出水期、施工可能時期（医療施設又は学校等、施設運営する上で現場閉所が困難）等の制約がある工事
 - ウ 連続施工を必要とする工法を含む工事
- (3) 上記のほか、発注者が対象工事に適さないと判断する工事

(発注方式)

第4条 発注者は、次の①又は②のいずれかによる方式にて発注することを基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、原則として全ての工事について同一の方式を選択する。

- ①土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））
受注者が工事着手前に「土日完全週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日は必須）
- ②土日完全週休2日制工事（受注者希望型（通期））
受注者が工事着手前に「土日完全週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

(入札公告等への明示)

第5条 発注者は、入札公告において、前条①の工事を公告する際は、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を、前条②の公告をする際は、「土日完全週休2日制工事（受注者希望型（通期））」である旨を明示する。

その他の工事については、「週休2日制対象外工事（工事の実働日数が30日未満の工事）」、「週休2日制対象外工事（現場閉所困難な工事）」又は「週休2日制対象外工事（発注者が対象工事に適さないと判断する工事）」である旨を明示する。

(実施の判断)

第6条 週休2日制工事の実施の判断は、以下のとおりとする。

- (1) 土日完全週休2日の場合において、土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月

(営繕工事)

は、土日完全週休2日を達成しているものとみなす。(別紙1の②)

- (2) 月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。(別紙2の③)
- (3) 通期の週休2日の場合において、施工完了時に対象期間内の全ての月で月単位の週休2日を達成した場合は、通期の現場閉所率の実績に関係なく、通期の週休2日を達成しているものとみなす。(別紙2の④)

(現場閉所日数と報告)

第7条 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天(降雨・降雪等)により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

2 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

(工事成績評価における評価)

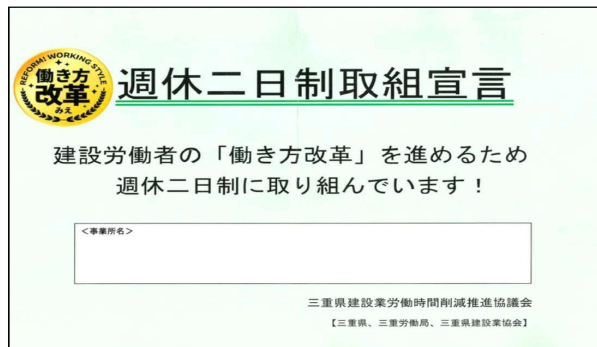
第8条 週休2日制工事の評価は、以下のとおりとする。

- (1) 土日完全週休2日を達成した場合は「優秀」とする。
- (2) 月単位の週休2日又は通期の週休2日を達成した場合は「良好」とする。
- (3) 上記に該当しない場合(週休2日制対象外工事を含む。)は原則、「普通」とする。

(掲示)

第9条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)以上とする。



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mieroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_kijun_keiyaku/densisinnsei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・ 郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡 (059-226-2106)

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、受注者と発注者の双方の協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(試行要領の取り扱い)

第2 四日市市週休2日制工事試行要領(令和4年10月)は廃止する。ただし、試行要領の規定により公告等を行った工事に限り、当該要領の規定は、なお、その効力を有する。

附 則(令和6年7月19日一部改正)

(施行期日)

第1 この要領は、令和6年7月19日から施行する。

(経過措置)

第2 この要領の対象となる工事は、令和6年7月22日以降に新たに公告等を行う工事とする。

第3 令和6年7月19日までに、四日市市週休2日制工事实施要領により公告した工事における経費は、改正後においても、なお、その効力を有する。

附 則(令和7年12月9日一部改正)

(施行期日)

第1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2 改正後の四日市市週休2日制工事实施要領は、この要領の施行の日以後に公告等を行う工事から適用する。

第3 令和8年3月31日までに、改正前の四日市市週休2日制工事实施要領により公告した工事は、この要領の施工後も、なおその効力を有する。

附 則(令和8年6月22日一部改正)

(施行期日)

第1 この要領は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2 改正後の四日市市週休2日制工事实施要領(営繕工事)は、令和8年7月8日以降に新たに公告を行う工事から適用する。

第3 改正前の四日市市週休2日制工事实施要領(営繕工事)により公告した工事は、この要領の施行後も、なお従前の例による。

【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間内の**各月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うものをいう。**(A月、B月)

A月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合
8日(土日日数)
A月は8日以上現場閉所で、月単位の週休2日達成しているものとみなす

B月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合
2日(土日日数)
B月は2日以上現場閉所で、月単位の週休2日達成しているものとみなす

- ② 同一の週が月をまたぐ場合(B週)の翌月の現場閉所日は、前月の現場閉所として前月の現場閉所日数に**含めることができる。**(パターンA、パターンB)

パターンA

土	日	月	火	水	木	金	
現場閉所 X月 24	現場閉所 25	26	27	28	29	X月 30	A週
現場閉所 X月 31	現場閉所 Y月 1	2	3	4	5	Y月 6	B週

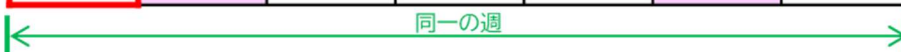


- ・ B週の日曜の現場閉所は、X月の現場閉所として、X月の現場閉所日数に含めることができる
- ・ B週の日曜の現場閉所をX月の日数に含めた場合、Y月の現場閉所日数に重複して含めることはできない

パターンB

土	日	月	火	水	木	金	
現場閉所 X月 20	現場閉所 21	22	指示日 23	24	25	X月 26	A週
現場作業 X月 27	現場閉所 28	29	X月 30	Y月 1	現場閉所 2	Y月 3	B週

B週の土曜日の現場作業を発注者が指示



- ・ B週の木曜の現場閉所は、X月の現場閉所として、X月の現場閉所日数に含めることができる
- ・ B週の木曜の現場閉所をX月の日数に含めた場合、Y月の現場閉所日数に重複して含めることはできない

(営繕工事)

(別紙2)

- ③ 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は、**月単位の週休2日を達成しているものとみなす。**(C月)

C月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、月単位の週休2日を達成しているものとみなす

- ④ 対象期間内の全ての月で、月単位の週休2日を達成する場合（上記の①③）は、対象期間全体での現場閉所率が28.5%以下でも、**通期の週休2日は達成しているものとみなす。**